

社会福祉法の改正について（第107条）

改正後（平成30年4月施行）	改正前
<p data-bbox="241 252 517 284">（市町村地域福祉計画）</p> <p data-bbox="197 300 1106 427">第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努める^{※1}ものとする。</p> <p data-bbox="226 635 1106 719">（1） 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項^{※2}</p> <p data-bbox="226 735 1106 954"> (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項 </p> <p data-bbox="197 975 1106 1102">2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="197 1123 1106 1246">3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p>	<p data-bbox="1167 252 1442 284">（市町村地域福祉計画）</p> <p data-bbox="1137 300 2047 571">第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 735 2047 858"> (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 </p>

◆◆改正のポイント◆◆

※1 市町村の地域福祉計画策定が**努力義務化**された。

※2 この度の改正により、『高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である』とされた。